

幸区日吉合同庁舎市民活動コーナー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区日吉合同庁舎市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 日吉地区内において、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を行う団体（以下「団体」という。）を支援し、市民活動の更なる活性化を推進するために、ミーティングスペースを幸区日吉合同庁舎内に設置するものとする。

(利用者)

第3条 コーナーを利用できる者は、第2条に規定する団体とする。ただし、その活動が次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- (3) 特定の公職（公職選挙法[昭和25年法律第100号]第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは、公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるもの。

(利用できる日)

第4条 コーナーを利用できる日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除いた日とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用時間)

第5条 コーナーの利用時間は、日吉合同庁舎内日吉出張所の開庁時間とし、原則として半日（4時間）単位とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(団体の届出)

第 6 条 団体は、コーナーを利用しようとする場合は、事前に幸市民館長あて届出を行わなければならない。

(遵守事項)

第 7 条 コーナーを利用しようとする団体は、別に定める事項を遵守しなければならない。

2 区長は、前項の規定に違反した団体に対して、利用を中止させることができる。

(損害賠償)

第 8 条 区長は、団体はその責に帰すべき事由により、コーナーの備品類を破損した場合には、当該団体にその損害を賠償請求することができるものとする。

(庶務)

第 9 条 コーナーの設置及び運営に関する事務は、幸市民館日吉分館及び幸区役所日吉出張所で行う。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、コーナーの設置及び運営等に必要な事項は、幸区役所日吉出張所長と幸市民館日吉分館長が協議し、これを区長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。